

船員保険のお知らせ

Vol. 4
(2026年 8 月発行)

ご案内 歩合によって報酬が支払われる方の「被保険者報酬月額変更（基準日）届」

歩合によって報酬が支払われる方の標準報酬月額の改定は、次の2つの場合に行われます。

- (1) 報酬の算出の基礎となる要素の変更による改定
- (2) 年間を通して(1)の変更がない被保険者についての、基準日（9月1日）における改定

上記(2)の基準日における改定について、「被保険者報酬月額変更（基準日）届」の提出時期が近づいています。提出される際には、以下の3つの点にご留意ください。

ポイント1：提出の時期・提出方法

提出時期

毎年、基準日（9月1日）から10日以内です。提出漏れがないよう、お気をつけください。

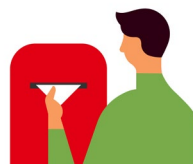
提出方法



(1) 電子申請



(2) 窓口持参※



(3) 郵送※

電子申請は、ほかの提出方法と比べて移動や郵送にかかる時間を節約できます。ぜひご利用ください。

※船員保険を管轄する年金事務所へ持参または郵送

ポイント2：報酬の範囲

船員保険の報酬の範囲や取り扱いは基本的に健康保険と同じですが、以下の点にご注意ください。

(注意点1) 漁船の歩合金

日々の労働に対し支給されるものであり、便宜上まとめて精算するものであれば、支給回数が年3回以下でも報酬に含めます。

(注意点2) 乗船中に支給される食料

船舶所有者が負担することが義務づけられているため、乗船中の現物給付であれば報酬に含めません。ただし食事手当等として現金で支給される場合は、以下のとおり判断されます。

- (1) 1日当たりの実際の食事に要した額または事後精算の方法が明確である場合は、実費弁済部分は報酬に含めません。支給額が実費弁済を超過する場合は、当該超過した部分は全て報酬に含めます。
- (2) 使い道が自由で、使用用途が不明な場合はすべて報酬に含めます。

ポイント3：添付書類

船舶所有者の歩合による報酬の支払状況や被保険者数を把握する必要があるため、「被保険者報酬月額算定基礎明細書（総括）」および「被保険者報酬月額算定基礎明細書（被保険者別）」を添付してください。基準日における改定のために「被保険者報酬月額算定基礎明細書（総括）」を記入する際は、下記の6点にご注意ください。

船 員 保 険
厚 生 年 金 保 険

被保険者報酬月額算定基礎明細書（総括）

（船員保険法施行規則第6条第4項、第8条第2項、第9条第2項）
（厚生年金保険法施行規則第15条第3項、第19条の3）

船舶所有者整理記号 1 船 名 船D○○○ ③ 算定基礎明細書の提出理由として、該当するものに○印を付けてください。 A 資格取得届に添付（船員を雇入れたとき） B 報酬月額変更届に添付 （前年度に比べて報酬月額が変更されたことにより船員の報酬月額が変更されたとき） 4 C 基準日届に添付 ④ 船員の報酬を変更する要素の変更として、該当するものに○印を付けてください。 1 被保険者の乗り組むべき船舶 2 船舶の用途 3 船舶の構造設備 4 漁業装備 5 漁獲物の種類 6 操業区域 7 乗組員の歩合金の算出方法 8 乗組員の持歩の合計 9 被保険者の持歩 ⑤ ④の要素の変更について、変更前と変更後をそれぞれ記入してください。	船舶住所 2 ○○市○○町 1-2-3 船 主 氏 名 株式会社 ④ 報酬月額を算定する基準として、該当するものに○印を付けてください。 イ 報酬月額を決定し、または変更する日の前1年間に同一要素の操業に従事したとき、支給した1人歩合金を基準として算定した。 ロ 「イ」による算定が困難なため（前1年間に同一要素による操業の実績がない場合等）、同様な他の船舶の前1年間に同一要素に従事したとき、支給した1人歩合金を基準として算定した。 ハ 船員の交代等によって、従来より乗船している船員の報酬月額算定の基準となった1人歩合金を基準として算定した（その船舶の乗組員の持歩の合計が変わらない場合）。 ⑤ ④の「ロ」を基準として報酬月額を算定した場合。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">乗組員数</td> <td style="width: 30%;">船主名</td> <td style="width: 40%;">船主住所</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> ⑥ ④の「ハ」を基準として報酬月額を算出した場合、従前の船舶についての算定基礎明細書提出日。 令和 年 月 日	乗組員数	船主名	船主住所			
乗組員数	船主名	船主住所					

前年操業の実績等（前1年間に同一要素の操業）

船舶名	総トン数	⑦ 漁獲物の種類（漁法）

船員に支給する報酬、手当について、該当するものに○印を付けてください。

本給、歩合金、航海手当、家族手当、その他（ ）

⑧ 操業期間	⑨ 労務期間	乗組員数（通常の乗組員）	名
白 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	白 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		

⑩ 水揚げ額	⑪ 歩合金配当率	⑫ 航海手当（歩合金で充てられるものではありません）
円		

⑬ 市場手数料等	⑭ 歩合金船員配分総額（⑩×⑪）	⑮ 日当の額	円	円	円	円
円	円					

⑯ 大仲経費	⑰ 船員取得金 ⑱+()+()	⑲ 航海日数 (A)	日	日	日	日
円	円					

⑳ 持歩総計	㉑ 航海日数 (B)	㉒ 航海1日当人員 (B) / (A) = C	人	人	人	人
円						

㉓ 1人歩合金	㉔ 支給総額 ㉑×C	円	円	円	円
円	円				

㉕ 1ヶ月1人歩合金	㉖ 支給を受ける船員・人員	円	円	円	円
円					

本年度操業予定

⑳ 操業予定	㉗ 乗組員数	㉘ 操業の根拠地
白 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		

船籍港ではなく操業を行う根拠地

㉙ 乗組員の内訳	資格取得した者	報酬を変更した者	報酬月額が従来と変更ない者
	名	名	名

※ この欄は記入しないでください
調査確認年月日
令和 年 月 日
調査担当者
氏名
年金事務所

① 船舶所有者整理記号を必ず記入してください。

② 船舶所有者の住所および氏名を必ず記入してください。

③ 基準日届に添付する場合「C 基準日届に添付」に○をしてください。

④ 基準日届に添付する際は、要素変更については記入しません。

⑤ 該当する場合、または記入する対象がある場合に記入してください。

⑥ 操業期間と労務期間の記入誤りにご注意ください。
操業期間：歩合金の支払の対象となった出港から帰港までの期間
労務期間：操業期間＋当該船舶に乗り組むべき船員の大部分が準備等の労務に従事した期間

船員保険の制度や手続き方法の詳細および各種届書の様式は、日本年金機構ホームページに掲載しています。

以下の二次元コードまたはURLよりご確認ください。

船員保険の制度、手続き

船員保険各種申請、届書

船員保険に関連するご案内

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/senpo/index.html>

<https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kounen/seninhoken/index.html>

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/senpo.html>

